４月の村の人口

=48年４月末日現在=

世帯数	998
人口	~~4,249~~ 4257（男 2,121人 女 2,128人）

４月の住民移動　3

出生７人（男３・女４）	死亡４人（男１・女３）
~~転入47人~~ 46（男21・女26）	転出47人（男24・女23）

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78

印刷所
大川印刷所

主な記事
- ○農業経営者のための講演
- ○交通安全県宣言記念行事
- ○献血者八十七名
- ○子どもを事故から守ろう
- ○梶金橋完成
- ○防犯組合で表彰さる
- ○梅雨期の出水時防災体制
- ○まちがいやすい印紙税

山村農業に生きる経営者のために

榎本先生の講演や現地視察を実施

時代のながれに伴なって、農業をとりまく諸情勢も大きく変化してきました。恵まれない環境のなかで農業経営はいまだかってない難かしい問題に直面しています。この複雑な農政と社会情勢に対応した近代農業に取り組む対策の一環として近代的経営をめざし、村内にとどまって意欲的な経営をはかりつゝある者を対象にして、ことしから農業経営者養成事業を実施いたします。

この事業の第一回行事として、去る五月十日午前十時から錦鯉指導研修所において開講式のあと、榎本善一郎先生を講師に迎え「山村農業の将来」と題して講演会を開催しました。

この日は、錦鯉の産卵や農耕の忙しい時にもかゝわらず熱意ある中堅の経営者約五十人が出席し、権威ある榎本先生のお話に魅了し深い感銘を受けました。

ついで午後からは企業的経営をめざす研修生の部門別研修計画のあり方について真剣に討議されました。

この内容は、講義や実習、座談研修会等ゼミナーの開催や、先進地の視察および村外における専門研修会へも参加し、広い視野と知識、技術を身につけることを目標としています。

経営技術としては、錦鯉畜産、畑作（蔬菜、花卉等）養蚕および林業と作目別に区分して、それぞれ専門の権威者を講師にお願いして五月から十一月までの間、毎月一回以上開催する計画です。

現在までに対象となった研修生は次のとおり。

錦鯉部門	十九人
畜産部門	十人
畑作部門	三人
養蚕部門	一人
林業部門	一人
計	三十四人

このなかには複合して研修するものも数多くあります。また研修生でないかたも希望によって参加できますから研修時にはお誘い合わせ出席されるよう望んでいます。

研修部門の最も多い錦鯉関係については、毎年実施している錦鯉指導研修所の研修計画（別表）に合わせて研修する予定であり、県外研修生と友好を深めるためにも、この事業の研修生のほかに村内の経営者の参加も希望していますので、産業建設課へ申込みください。

なお、この研修は一年で終了し、三年間継続実施の計画であり、研修を終了した者を優先的に経営合理化のために行なう事業（例へば錦鯉越冬施設、畜舎、畑作試作園等）に対する補助金や資金の利子補給を行ない、経営の近代化を促進するなど、企業的に真にやり抜く経営者によって地域の産業が振興することをめざし、その効果を挙げられるよう期待して止みません。

昭和48年度　錦鯉研修計画表

研修の種類	実施方法	研修内容	対象者	日程
第１回定期研修	原則として研修生は当所に宿泊し、合宿生活とし研修する。	錦鯉の基礎的知識	地域内外の広く錦鯉の指導及び飼育する者を対象とし、おおむね初心者向とする。	7月10日～13日（4日間）
第２回定期研修	同上	錦鯉の基礎的知識 主として選別の技術を習得する。 地区内の品評会を通じ、評価、審査技術を習得する。	同上 おおむね中級程度の技術を研修する。	9月4日～7日（4日間）
特別研修	申込みのある場合にのみ実施する。 原則として当所に宿泊する。	飼育管理全般を主としその他 4月～6月は種苗生産 7月～9月　選別・評価・審査 10月～11月　評価・審査・越冬 その他、申込みに応じ実施の予定。	地域内外の広く錦鯉に関係する団体、および個人でも対象とする。	4月～11月中旬まで 1回　2日間
1日研修	申込みのある場合にのみ実施する。	錦鯉全般および現地視察	錦鯉に関係する者すべて研修する。 原則として日帰りとする。	1日間
講演会	講師により、右のテーマを実施する。	○魚病について ○飼料について ○その他	同上	年3回
技術交流会研究会（村内向研修）	テーマは毎年検討のうえ実施する。	○魚病と環境について ○鯉の色彩関係について	村内飼育者 農業経営者研修生	7月、8月

交通安全県宣言を記念して

県民総ぐるみ運動実施

昭和四十七年七月十日は新潟県が、交通安全県を宣言したことを記念して、全県民が輪禍の犠牲となった事故者の冥福を祈り、人命の尊さを知るとともに、交通ルールを正しく実践することをお互いが確認しあい、交通事故のない明るい新潟県をきずくため県民総ぐるみ運動が実施されます。

最近の交通事故の特色となっている老人と、幼小児童の犠牲者が多くなっています。ちなみに事故の原因では、わき見運転、スピード違反、追越し違反、が依然として上位を占め。死亡事故の原因では、わき見運転、スピード違反、飲酒運転、追越違反等が多く、車種別にみた事故発生状況では、マイカー時代に反映して、中でもレジャーに関係した事故が多く、昨年中では乗用車事故が、トラックを超えて、首位にでたのが特記されています。

なお、歩行者側についてみると、路上のとびだしが群を抜いて最高で、ついで車の直前直後横断、信号無視等が上位を占めています。

〃交通事故〃これは他人ごとではありません。絶対に事故に合わない、この保障はだれにもありません。

新潟県が交通安全県を宣言して丁度十年目になります。県民一人一人が、この運動に参加し、職場から家庭まで、運転者も歩行者も「安全県宣言」の趣旨をよく理解し、このテーマに家族全員が話し合い、家族から事故者を一人も出さないよう、正しい歩行、安全運転を約束しあうことが事故絶滅につながります。

交通事故ほど悲惨なものはありません。不幸にして輪禍の犠牲となった事故者の冥福を祈るため、七月十日午後二時三十分を期して〃サイレン〃を合図に一分間の黙祷をささげるとともにあわせて交通事故防止の自覚をあらたにし、交通安全につとめましょう。

生命の助け合い

献血者八十七名

愛の献血車「ゆうあい号」が去る五月二日来村、献血に対する理解により、東竹沢地区（梶金）竹沢地区（役場前）の二ヶ所で八十七名の献血者がありました。

血液は、人工的につくることはできないのです。私達自身の血液（献血）でおぎなう以外に方法はありません。

皆さんの献血で多くの生命がすくわれ関係者に感謝されています。また、献血者には、自分が輸血を必要とする時には、優先的に輸血が出来ます。

なお、八月三十一日には、種苧原地区と虫亀地区が予定されています。

皆さんの「献身と愛の善意」をお待ちいたしております。

お知らせ

▼新有権者の研修会開催

新しく成人となった人を対象に、主権者としての政治教養を高めることをねらいとした研修会がことしも開催されます。

ことしは、これまでの市町村からの推せんをやめ、広く一般から公募することになりました。

研修の内容は、「やさしい政治」「明るく正しい選挙」「青年時代をどう生きるか」など、主権者としての政治意識の高揚と有意義な青年期の生き方に重点をおいて研修することになっています。研修会は、六月二十一日～二十三日に村上市の「はまなす荘」で、七月十七日～十九日に湯沢町の「新ゆざわ荘」でそれぞれ開かれますので、応募者は希望の会場を選択して申込みください。

参加費用は無料であり、応募資格は昭和二十七年～二十九年に生れた者となっていますが、大学在学者は除外されます。

希望者は、六月五日までに選挙管理委員会にお申出ください。電話でも可

▼児童生徒作文コンクール

（簡易保険）

簡易保険では、小・中学生を対象に作文コンクールの作品を募集します。

これは、次代をになう小・中学生に対して簡易保険のもつ相互扶助の精神を普及し、あわせて社会教育および作文教育に貢献しようとするものです。応募要領は次のとおりです。

募集期間　五月一日～六月三十日

資格　小学校五・六年生・中学校全学年

課題　次のうちどれかをえらんでください。①「簡易保険」またはこれと関連するもの、②自由題

字数等　①四百字詰原稿用紙五枚以内、②作品には、応募票（郵便局にあります）に記入し、作品につける

応募作品　作品は最近の創作で未発表のものに限ります。

応募先　お近くの郵便局

締切　六月三十日

なお、このコンクールは信越予選を行ない、入選作品は中央コンクールに出品し、優秀な作品には、郵政大臣賞などが贈られます。

また、応募者全員に参加賞が贈られます。（郵政局）

▼試錐機（ボーリング機）の利用について

飲料水や農業、養鯉用水確保のため、地域内を主体にしてしごとをすゝめてきましたが、ボーリング箇所も少なくなって利用者が減少したので本年四月からはこの機械を払下げることになりました。

今後、ボーリングの希望者は次のとおり申込みくださるようお願いします。

記

大久保　川上　新作　（電）竹沢七三五二

種苧原　桃沢辰三郎　（電）種苧原八三九八

（産業建設課）

▼役場人事異動

村では五月二十一日付けで人事異動を次のとおり行ないました。

カッコ内は旧職名

- ○産業建設課産業第一係長　主事　米岡祐三（農業委員会事務局）
- ○産業建設課産業第二係長（同課、産業第一第二係長）　[illegible]村　功
- ○四月三十日依願退職　主事　関　礼子（産業建設課産業係）

▼ヤケドをした時まず水で冷すこと

○ヤケドをした時の手当○

まず水で冷やします。ヤケド、中でも子供のヤケドは、心配されるのは当然ですが、ヤケドをしてしまったら、あわてず、まず、冷やす、これは初期手当の常識となっています。普通の水道水（のみ水）に二十～三十分間つけておくとか、水で湿布をして乾いたらかえてやるこの程度で、普通痛みはとれますし、まず当座は心配ありません。ただ身体の表面の三分の一程度以上の広い範囲のヤケドだったり、ヤケドをしてから時間のたったものでは、それだけでは危険があったり、手おくれになったりすることがあります。はじめから油、軟こう、チンク油、まむし焼酎などを使うよりは、普通の水道水（のみ水）程度の方がいろんな点ですぐれています。

また、あとが残るかどうかは、浅いヤケドか深いヤケドかできまってしまいますが、深い所まで高温が及ぶとか、長い間作用したかなどでほとんどあとになるかどうかきまります。いずれにせよ、はじめはまず冷やすことです。

（小出病院）

▼花火・マッチは送れません

現金や貴金属など、郵送の条件が満たされれば、郵便物として差し出すことができますが、花火・マッチ度数六十度以上の酒・郵便従事者や施設に損傷を与えるおそれのあるものは法令に基づき（郵便禁制品）として郵送は出きません。

これに違反すると、五万以下の罰金または、科料に処せられ、その郵便物は没収されます。

危険なプレゼント
田舎へ行ってる孫に送るならこれもいっしょにたのむよ
とんでもないッ

子どもを水・火禍から守ろう

日ごろの注意としつけが大切

こどもを水から守る

〃子どもの水死〃こんな悲惨なニュースが、毎年のように春の農繁期には幼児に、また夏期には、小・中学生に集中して聞かれます。

昨年一年間における県内の幼児（六歳未満）の水死事故は四十八人、これを場所別にみますと、用水堀が十八人で最も多く、池、沼で八人、防火用水七人、浴槽六人……

いっぽう六歳から十六歳未満のこども事故死は二十三人、そのうち夏期（七月～八月）に死亡したものは十五人となっています。

近年養鯉が盛になり、ため池やイケス（生簀）などが年々多くなってまいりました。幼児は、大人ほど危険を感じませんが、幼児のまわりには危険がいっぱいです。

幼児の事故は、そのほとんどが保護者等がちょっと目を離したそのすきに起きています。

①小さい子どもには、川や用水堀、ため池、イケスなどのあぶないことを具体的に教え、よちよち歩きの幼児は絶対に一人にしない。

②子守は、小さい子供だけにしない。

③ふだんから危いところで遊ばないくせをつける。

④食事や仕事をしている時のひとり遊びに注意する。

⑤家の近くのため池やイケスなどの危険箇所には防護柵をつける。

子どもは危険な遊びを好んでやります。自分の子どもでなくても子どもの遊びを見たら注意してやめさせ、お互いが子どもを事故から守るようにしましょう。

子どもを火災から守る

小さい子どもはマッチをすってパット火のつくような、火の燃えることに好奇心をもっている。子どもの成長に従って火遊びのしかたも変わっているが、四歳以下の幼い子どもの場合は、家の中でマッチをもってあそんだり、火に紙きれを近づけて燃やしたりしてみるといったことが多い。それより大きな子どもは、あき家や倉庫などにはいって火遊びをすることがある。

全国の火災のうち、火遊びの原因によるものは、三番目となっています。

従って火遊びを防ぐにはマッチ、たばこ、ローソクなどは子どもの手の届かない所に置くとか、花火やタキ火をするときには、おとながいっしょにするなど、日頃の親の注意と子どものしつけが大切です。火遊びはすべておとなの責任だといえます。

子どもの留守番には注意

子どもだけを残して外出するときは、とくに火の管理に気をつける必要があります。農繁期は各家庭も留守がちになりますので、細心の注意をはらうべきです。また、戸締りが厳重なため、火災のとき外へ逃げ出せないで死亡した例もあるので、隣近所に頼むなど非常の際の配慮も必要です。

そして将来をになう可愛い子どもをみんなで守りましょう。

こどもの水あそびに注意しましょう

喜びの渡り初め式

待望の梶金橋完成

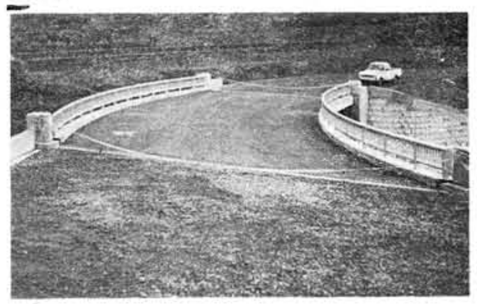

柏崎高浜堀之内線（主要地方道）の梶金部落と小千谷市十二平部落を結ぶ梶金橋の改良工事がこの程完工したので、去る五月十一日、地元梶金部落の主催で渡り初め式が行われました。

この日は県議会議員、土木事務所長などの来賓を迎え、関係者一同待望久しかった喜びをわかち会いました。

この橋は、昨年七月に着手したもので総延長二十六・六メートル全幅員八・五メートル（車道巾員五・五メートル）であり、道路勾配なりにカーブした近代的な橋梁で、総工費約三千四百万円を要したものです。

赤くぬられた橋げたが緑の中に目立って一段と美しく映えています。

この橋の完成によって、小千谷市十二平から堀之内方面への交通事情はよくなり、地域の産業、生活面への影響は大きく変るものと期待されます。

火災未然防止で表彰

佐藤比呂吉

小川セイ

星野スイ

このほど次の三名の方が火災防止で山古志村防犯組合より表彰されました。

佐藤比呂吉　種苧原
小川　セイ　種苧原
星野　スイ　竹沢

佐藤さん、小川さんの両人は、去る一月十七日、種苧原・部落内住宅の石油風呂釜が過熱発火、知らせを聞き消火器を持って駈けつけ消火にあたり機転のきいた敏速な処置が大事にいたらなかったことが認められたもの。

星野さんは、昨年八月六日、二丁野部落内住宅の風呂場付近から煙が出ているのを発見、家の中に入ったところ家人は留守で、石油風呂釜が火をふき周囲に多量の石油がこぼれていた。すぐさま、付近にあった衣類やむしろをかぶせるなど適切な処置を講じて消火し火災にいたらなかったことが認められたもの。

梅雨期

出水時の防災体制

うっとうしい梅雨の時期がやってまいりました。本年の「つゆ入り」は平年（六月十一日から十二日）よりやや早く「つゆ明け」は平年並み（七月十七日から十八日）か、やや遅れる見込と気象台では予報しています。

災害により、尊い人命や財産を失なわぬよう次の点に注意し災害を未然に防ぐよう心がけましょう。

① 地すべり区域内は特に注意を……

山古志村には地すべり指定地が十二箇所あります。地すべりは連日にわたる降雨および融雪水が地下に浸透して発するものが多いので、次の点に十分注意して下さい。

○現在すべっている区域、過去にすべったことのある区域は、とくに警戒を厳重にする。

○湧水箇所や井戸水の水量が変化して異常に濁っている場合、また地鳴り、家鳴りがするようなときは危険です。

○横ボーリング排水が急に止まったり、濁ったりした場合は注意する。

○雨が止んでから二、三日後に起こることがあるので注意を怠らないこと。

② がけくずれに注意

○連続降雨や豪雨のときに崩壊が起きやすいので降雨量に注意する。

○急傾斜地、がけ下等の地下水が濁ったりしたときは注意する。

○土木工事などの現場で災害が発生することがあるので注意する。

梅雨期には雨の降り方に注意し、雷を伴った強い雨が降り出したら、一応局地的な豪雨があると考えて厳重に警戒し、ため池の余水吐を整備、土俵等による堰上げをせず貯水面を下げるようにするなど、お互が少しでも災害を小さく、また、未然に防ぐよう心がけましょう。

なお、災害が発生するおそれのある場合は役場へ通報してください。

時の記念日

六月十日は「時の記念日」です。

断えず流れて消えゆく「時」。一日二十四時間、どんなふうに使っているかお考えたことがありますか。↘

↖有効に使った時間、無駄につぶした時。人それぞれ時間は大切だということはわかっていても他人の時間を無駄にして迷惑をかけていることが少なくありません。このごろ各種の会合に決められた時間に遅れてくる人は少なくなったようですが、個人的な約束の時間はまだ守られていないのが実情です。借りたお金は返せても、借りた時間は永久に返せません。

この日は、約千三百年前、天智天皇の十年（六七一年）四月二十五日、初めて水時計が使われて時を知らせたという古事にちなんだもので、その日を太陽暦に直して、大正九年六月十日にきめたものです。

まちがいやすい印紙税

印紙税がかかる文書であるかどうかは、文書の標題や名称には関係なく、その内容、形式、作成の目的などで判断します。

日常の取引きの中で、印紙税がかかる文書は書類がたくさんありますので、収入印紙をはらなければならない文書であるかどうか、またいくらの収入印紙をはったらよいのかなど、おわかりにならないことは遠慮なく税務署間税部門におたずねください。

つぎに印紙税について、まちがいやすい例を挙げてみましょう。

① あとで正式な受取書を発行することにして、とりあえず作成した仮受取書や、相手方に渡した請求書に「相済」「了」あるいは「受取」などと書いたものでも、金銭を受け取ったという事実を証明するものですから受取書としての収入印紙（記載された受取金額が一万円以上のものでも一通につき二十円）をはらなければなりません。

営業に関しない受取書は、いくら多額の金額が記載されていても印紙税はかかりません。たとえば、営業をしていない人が所有していた土地の売却代金を受け取った際に作成した受取書、町内会の会費の受取書などには、収入印紙をはる必要はありません。

② 一つの取引について文書を二通以上作成したときには、それぞれに印紙をはらなければなりません。たとえば、不動産の売買契約を三通作成し、それぞれに売主と買主とが署名押印して、売主、買主、仲介人が一通ずつ持った場合には、三通とも収入印紙をはらなければなりません。

③ 覚書、念書、差入書というような名称の文書でも、契約の内容を証明するものであれば、契約書としてその内容に応じた収入印紙をはらなければなりません。

④ 家賃通帳、地代通帳、買物通帳などは一冊につき四十円、判取帳は一冊につき四百円の収入印紙をはらなければなりません。またこれらの通帳、判取帳を一年以上にわたって使用する場合は、一年を経過するごとに新たな通張、新たな判取張を作成したものとみなされ、それぞれ四十円、四百円の収入印紙をはることになっています。

◎収入印紙をはらなければならない文書に、収入印紙をはらなかった場合には印紙税と同額の過怠税がかかります（過怠税の合計額が五百円に満たないときは、五百円となります）から、ご注意ください。

（長岡税務署）

山古志よもやま (41)

二十村の盆おどり

[illegible]

武道窪、相川方面にいった経験のある大学院生が、「先生、あの地方は不便な処ですよ」と云った。出発の前日のことだ。意にも介せず、「何ァに生れ故郷と同じだから」と。

翌日、早朝の汽車に乗ったが、越後川口にとまらない汽車で、小千谷駅で下車した。それから引返えしたので、午後になる破目になった次第である。

武道窪での話は、前に載せたが、幕末頃、この部落に「目明」がいた。いわば銭形平次と同じ仕事の者。その目明から兇悪人が立廻るらしい、との手配文書が竹沢の仲右ェ門さんに保管されているが、宮さんは、「目明」の家は屋号を「みせ」といっていたが、今は家はなく畑になっているといっていた。その屋敷跡を写真におさめてとも思ったが時間が過ぎているので、おいとますることにした。

それこそ、二度とふたたび行けるか、どうかわからない土地である。今昔の風習や、民俗関係の仕事もしたかったし、この部落の東山尾根には、海抜標識もある筈故、観光的見地から登って見たいと考えていたが、大学院生の云う、不便さはここにあった。民宿も旅館もない。越後川口に返し翌日更に出直さねばならぬからであった。

宮さんに見送られて相川に向った。武道窪と相川は道一筋の境である。春は陽ながといっても、午後四時近い。この辺で泊宿しなければ、せめて陽のある内に南荷頃に行つきたい考えだ。盆踊だけなら、武道窪、相川は同一だからとは思ったが、寄りたい家が、ここまでくれば二軒ある。

常七さん、くら之助さんである。共に私と「またいとこ」であるが、生家におる頃の遊び友達であった。

既に、花の春、紅葉の秋は四十幾回か来り去って、白髪花の落つるを悲しみ、青雲鳥の飛ぶを羨やまなければならぬ歳になっていたが、此処まで来たのだと、まず常七さんを訪づれた。

相川の、常七さんといえば二十村郷の、闘牛はなやかなりしよき時代に、猛牛の持主として、その名を響かせたものだが、この先代の婦は私の祖父の姪が、現在の婦は前記の通りだ。　続